

畜産バイオマス地産地消対策事業実施要領（案）

農林水産省食料産業局長通知

制定 令和2年1月31日 元食産第4480号

改正 令和〇年〇月〇日 2食産第〇〇号

第1 目的

畜産バイオマス地産地消対策事業実施要綱（令和2年1月31日元食産第4479号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の実施については、実施要綱及び畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱（令和2年1月31日元食産第4478号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業の内容

1 畜産バイオマス利活用施設の導入（施設整備）

エネルギーの地産地消及び副産物の複合利用による新たな経営モデルを確立するため、家畜排せつ物等の農業生産活動により発生するバイオマスを活用した畜産バイオマス利活用施設の導入を支援する。

2 畜産バイオマス利活用関連設備・機器の導入（機械導入）

畜産バイオマス利活用施設を効果的に運営するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布や、災害時のレジリエンス強化に必要な設備・機器について、購入又はリース方式による導入を支援する（本体価格が50万円以上を支援対象とする。また、目的以外に使用可能な汎用性のあるものは支援対象から除く。）。

第3 事業の実施に関する事項

1 事業実施計画の作成等承認

(1) 事業実施主体は、実施要綱第3の1(1)の定めにより事業実施計画を作成する際には、別紙様式第1号によるものとし、次に掲げる資料を添付し、地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出して、その承認を受けるものとする。

ア 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書その他財務状況に関する資料。

イ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款、直前3か年分の決算（事業）報告書その他財務状況に関する資料。

(2) 実施要綱第3の1(2)に定める成果目標は、次に掲げるところにより、事業の具体的な成果目標を定めるものとする。

成果目標：経営の生産性・収益力向上又はレジリエンスの強化により、次のいずれかを達成することとする。

ア 販売額の5%以上の増加

イ 生産コストの5%以上の削減

ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加

エ 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保

目標年度：施設整備完了から5年経過した年度とする。

2 経営収支改善効果分析の実施方法

実施要綱第3の3に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

(1) 経営収支改善効果分析の提出

事業実施主体は、別紙様式第2号に基づき本事業の経営収支改善効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

(2) 経営収支改善効果分析の算定方法

ア 経営収支改善効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷事業費

イ 妥当投資額の算定は、次の(ア)から(ウ)までにより行うものとする。

(ア) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

(イ) 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第2号の第2に従い算定するものとする。

(ウ) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

i = 割引率 = 0.04

n = 総合耐用年数 = 事業費合計額 ÷ 施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

(3) 機械導入における取扱

第2の2に掲げる機械導入においては、経営収支改善効果分析の実施及び提出は不要とする。

3 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第3の1の(3)に定める事業実施計画の重要な変更は、交付要綱

別表の重要な変更に掲げる変更とする。事業実施計画の重要な変更又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第9の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

- 4 実施要綱第3の1の(4)の定めにより事業実施結果に係る報告書を作成する際には、別紙様式第1号に準じて作成するものとし、「畜産バイオマス地産地消対策事業に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱について(令和2年1月31日食産第4481号農林水産省食料産業局長通知)」の第3の2(1)に示す出来高設計書を添付して速やかに地方農政局長等に提出するものとする。

第4 採択基準等

実施要綱第3の2に定める本事業の採択基準は、次のとおりとする。

1 事業趣旨との整合

次に掲げる事業趣旨と整合していること。

- (1) 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。
- (2) 事業実施により、エネルギーの地産地消を達成すること。
- (3) 事業実施により、事業完了年度から5年後に次のいずれかを達成する見込みがあること。

ア 販売額の5%以上の増加

イ 生産コストの5%以上の削減

ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加

エ 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保

2 地域への裨益

地域へ裨益する取組であり、次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 複数の畜産農家の家畜排せつ物を処理

イ 畜産業と耕種農業との連携によるバイオマス利用

ウ 事業実施主体が法人経営体である場合、複数農家による共同経営体であるもの

エ 大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー供給を行うもの

3 事業内容の具体性

- (1) 導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。
- (2) 生成・製造されたエネルギーの利用先の確保が見込まれ、利用開始までのスケジュールが計画されていること。
- (3) 施設の規模、性能等が妥当であり、事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。

4 事業実施主体の安定性・透明性

- (1) 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっている、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。

ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字のものにあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを証明していること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

(2) 事業実施主体が法人である場合において、経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。

5 事業実施主体の実施体制・専門性

(1) 事業の実施及び事業完了後の運営に必要な人員体制が整っていること。

(2) 専門的知見・経験等を有した責任者、技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制になっていること。

6 事業実施方法の計画性・綿密性

(1) 事業費の適正性

実施要綱第3の1の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(2) 事業収支の妥当性

ア 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

イ 施設整備においては、第3の2の経営収支改善効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0を超えていること。

(3) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

7 事業の効果

(1) 具体的目標が設定されており、その成果・効果を検証できる仕組みになっていること。

(2) モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。

8 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは趣旨の異なる他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。

9 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の

適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定されるものであること。

第5 経営状況の報告等

実施要綱第5に掲げる事業実施主体が地方農政局長等へ報告する経営状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業の最終年度の翌年度から5年間の毎年度について、事業で整備した施設の稼働状況及びそれが経営に与えた効果について自ら点検し報告書を作成し、事業の完了年度の翌年度から5年間の毎年度の翌年6月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 1の報告書は、別紙様式第3号により作成し、決算書等を添付するものとする。
- 3 第2の2に掲げる機械導入において、リース方式による場合は、事業終了後の翌年度からリース契約の期間が終了するまでの間、各年3月末時点におけるリース料の支払状況を別紙様式第3号により毎年度6月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

第6 事業成果の評価

実施要綱第6の1に掲げる事業実施主体が地方農政局長等へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第3の1（2）で定める目標年度の翌年度において、事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い事業成果の評価報告書を作成し、目標年度の翌年6月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 1の事業成果の評価報告書は、別紙様式第4号により作成し、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第7 リース方式における留意点

第2の2に掲げる機械導入において、リース方式による場合の留意事項は以下のとおりとする。

1 リース料補助額

リースによる導入に対する補助額（以下「リース料補助額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{リース物件購入価格（税抜き）} \times \text{補助率（1/2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料補助額については、次の①の算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料補助額は次の②の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に

係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあつては、そのリース料補助額については、次の①及び②の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

①「リース料補助額」＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×補助率（1／2以内）

②「リース料補助額」＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）×補助率（1／2以内）

2 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数以内とする。

3 事業実施結果に係る報告

実施要綱第3の1（4）に定める事業実施結果に係る報告については、報告書の提出に際して次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入する設備・機器の売買契約書又は注文請書の写し
- (3) 物件借受証又はこれに類する書類の写し
- (4) 本事業に係る設備・機器の導入が確認できる写真等

4 事業実施上遵守すべき事項

(1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第8条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。

(2) (1)のリース契約においては、以下の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払いに係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払い回数で除した額とすること。

(3) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から補助金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを、別紙様式5号により作成する補助金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

5 指導等

本事業においてリースで導入した設備・機器が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、改善の見込みがないと認められる場合にあつては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

第8 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）から（３）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- （１）事業実施主体自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助金対象額とする。これにより難しい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これにより難しい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第9 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

1 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた施策

附 則

- 1 この通知は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

畜産バイオマス地産地消対策事業
実施計画書（事業実施結果に係る報告書※）

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

畜産バイオマス地産地消対策事業実施要綱（令和2年1月31日付け元食産第4479号農林水産事務次官依命通知）第3の1に基づき、事業実施計画（事業実施結果に係る報告※）を提出する。

※ 実施要綱第3の1の（4）に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

別紙様式第1号

畜産バイオマス地産地消対策事業実施計画書

<記載例及び記載内容。実施内容に応じて適宜修正して作成>

(1) 事業実施地所在地			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要			
※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。			
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	F A X	
	E-mail		
	(3) 事業の概要		
ア 背景			
※現在の家畜排せつ物の処理における状況・課題などを記載すること。			
イ 事業の目的			
※今後の増頭やコスト低減の見込み等、今後の経営の方針を含めて記載すること。			
ウ 補助対象施設の概要			
1) 施設整備			
2) 機械導入			

(4) 成果目標 (実施要領第3の1の(2))

目標年度：○年度

※目標年度は施設整備完了の翌年度から5年経過した年度とすること。

成果目標：

経営の生産性・収益力向上又はレジリエンス強化により、次の(ア)～(エ)のうちいずれかを達成すること。

(ア) 販売額の5%以上の増加

※経営上の販売額を記載し、販売予定価格の根拠資料(地域での販売価格等、価格の根拠)を添付。

例：年間生乳出荷額 ○○万円(○○頭)(○年)

→年間生乳出荷額 ○○万円(○○頭)(○○年)(対○年+○%)

(イ) 生産コストの5%以上の削減

※経営上の生産コスト削減額を記載し、削減予定価格の根拠資料(地域での販売価格等、価格の根拠)を添付。

例：

<生産コスト削減額>

年間牛乳生産費 ○○万円(1頭当たり)(○年)

→年間生乳生産費 ○○万円(1頭当たり)(○○年)(対○年○%削減)

(削減の内訳)

光熱費の削減 ○○万円(○○kwh/年)(○年)

→○○万円(○○kwh/年)(○○年)(対○年○%削減)

化学肥料費削減(堆肥利用) ○○万円(○○t/年)(○年)

→○○万円(○○t/年)(○○年)(対○年○%削減)

敷料(おが粉)代削減 ○○万円(○○t/年)(○年)

→○○万円(○○t/年)(○○年)(対○年○%削減)

労務費・労賃削減効果 ○○万円(○○h/年)(○年)

→○○万円(○○h/年)(○○年)(対○年○%削減)

(ウ) 農業所得又は営業利益の5%以上の増加

※経営上の農業所得又は営業利益を記載し、根拠資料(税務書類の写し、決算書類等)を添付。

例：年間農業所得 ○○万円(○年)

→年間農業所得 ○○万円(○○年)(対○年+○%)

年間営業利益 ○○万円 (○年)
→年間営業利益 ○○万円 (○○年) (対○年+○%)

(エ) 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保

※エネルギー供給の見込みがあることが確認できる内容（供給先の施設名、供給方法、協定等の締結状況又は協定等の締結までのスケジュール、調整状況）を記載し、根拠資料（協定書等、供給体制確保までの工程表、地方公共団体等との打合せ記録等）を添付。

例：エネルギー供給先：○○施設 (○kW/日)

エネルギー供給方法：○○

協定書の締結状況：○○

供給体制確保までの工程：○○

調整状況：○○

(5) 地域への裨益

次のいずれかに該当し、地域に利益が裨益する取組であることが分かる内容を記載すること。

- ア 複数の畜産農家の家畜排せつ物を処理
- イ 畜産業と耕種農業との連携によるバイオマス利用
- ウ 事業実施主体が法人経営体である場合、複数農家による共同経営体であるもの
- エ 大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー供給を行うもの

(6) バイオマス利活用施設、設備・機器の利用計画

ア エネルギー利用と肥料利用の複合利用

バイオガスプラントの場合の記載 (例)

① エネルギー利用量

例：年間発電量：○○○kwh/年 (うち自家消費○○kwh/年、地域利用○○kwh/年)

② 発酵残渣の利用量

(固体部分)

例：年間堆肥生産量：○○t/年 (うち自家消費○○t/年、地域利用○○t/年)

※再生敷料として利用する場合は、その利用量を記載

(液体部分)

例：年間肥料(消化液・堆肥・敷料等)生産量：○○t/年 (うち自家消費○○t/年、地域利用○○t/年)

イ エネルギーの地産地消

※エネルギーの利用先（需要面）を記載すること。

（バイオガスプラントの場合の記載（例）

①自家消費分

※電気・熱等のエネルギー需要を記載すること。

例：合計：〇〇kWh/年

うち、メタン発酵発電設備一式（〇〇kwh/年、最大出力●kW）

うち、搾乳ロボット（〇〇kwh/年、最大出力●kW）

うち、送風機：〇〇kW（年間：〇〇kWh、最大出力●kW）

②地域利用分

※電気・熱等のエネルギー需要を記載すること

例：ガス会社への販売量：年間〇〇m³/年

（7）バイオマス利活用施設、設備・機器の導入技術、施設計画

ア バイオマス利活用施設、設備・機器の導入技術の方式

記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵

イ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT」という。）による売電の有無

発電を行う取組の場合は、下記1. 2のいずれかに「○」を付すこと。

1. FIT を活用した売電を行わない。

2. FIT を活用して売電する（発電された電気が最終的に FIT を活用して売電される場合を含む）。

※2の場合、発電設備に係る経費は交付対象外となる

ウ 全体配置図（略図、面積、容量等記載）

※交付対象範囲を明示。

エ 工事概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作据付工事

オ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第1-1号）工事工程表

カ 機器リスト

※基本仕様（設備能力、容量等）を記載。

キ 施設用地の確保状況

※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載。

※自己所有でないときは利用許可書等を添付。

※設置予定場所及びその周辺写真を添付。

※用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載。

(8) バイオマス原料調達

ア 畜産バイオマスの種類

記載例) 家畜排せつ物 他（その他、予定があれば具体的に記載すること）

イ 原料の性状

ウ バイオマス原料調達量（利用量）

年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、t、L、Nm³等）

（
・日利用量：○○○□/日
・年間利用日数：○○○日/年
）

エ 原料調達先

※自家調達する場合はその旨記載。

※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。

※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載。

オ 原料調達価格

※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付）

カ 原料調達手段

※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。

(9) 製造物

ア 製造物の種類

イ 主たる製造物量（年間製造量）

年間製造量：○,○○○□/年（□には kg、t、L、GJ、Nm³、kwh等）

- ・時間あたり設備能力：○○□/h
- ・日製造量：○○○□/日
- ・年間製造日数：○○○日/年

例) 年間バイオガス製造量：○○Nm³/年、年間発電量：○○kwh/年、
年間熱製造量：○○GJ/年

(10) 事業費

ア 事業費積算内訳書（別紙様式第1－2号）

※公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。

※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。

※機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。

※工事費は各工事（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）ごとに内訳が分かるように整理すること。

イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第1－3号）

※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。

(11) 関係法令の許認可の状況

（廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可）

ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し

※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。

※自家消費や系統連系に係る電力会社等との協議の内容・見通しを記載すること。

※その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

イ 周辺環境への影響

※導入に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。

※対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。

※その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

参考) 関係法令例

- ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等
- ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等
- ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
- ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等

(12) 実施体制

ア 実施体制図

※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載。

イ 導入技術に必要な技術者

- ・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載

※自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付。

ウ 発注業者の選定方法

エ 運営管理費

※年間ランニングコスト

オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模 (t/日)、稼働年月を記載。

(13) 関係者との調整状況

ア 既存の計画との整合

※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画、畜産クラスター計画等、畜産バイオマスの関連計画との整合性を記載。

イ 地域住民との調整

※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全てについて記載すること。(手続進捗状況(完了したものを含む))

※解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。

(14) 期待される波及効果	
<p>ア 家畜排せつ物処理方法確立による増頭・規模拡大効果 (飼養頭数○頭→○頭 牧場敷地○ha→○ha 等)</p> <p>イ 増頭・規模拡大効果による雇用拡大効果 (雇用人数○人→○人 (○○業務) (○月～○月 (期間の予定がある場合)) 等)</p> <p>ウ 家畜排せつ物処理の省力化による新たな経営分野進出 (従来の生乳生産に加え、新たにチーズを製造・加工・販売 ○t/年 (計画)、新たに育成牛、肥育牛等を飼養 ○頭/年 (計画) 等)</p> <p>エ 悪臭軽減効果、環境対策効果 (従来行っていた水処理排水量 ○t/年→○t/年 等)</p> <p>オ その他</p>	
(15) 行政施策との関連性について	
<p>「バイオマス産業都市構想」の事業化プロジェクトとの関係</p>	
(16) 事業計画図	
<p>ア 位置図</p> <p>イ 計画平面図</p> <p>※補助対象範囲を明示すること。複数年にわたる事業の場合は、年度ごとの実施部分が分かるように記載すること。</p>	

(17) リース料 (※該当ない場合は本欄削除)	
<p>ア 設備・機器の名称</p> <p>イ リース料総額</p> <p>ウ リース事業者の設備・機器の物件購入価格</p> <p>エ 補助金相当額 (ウの1/2以内とする)</p> <p>オ 支払期間 (○年○月～○年○月 (○年○ヶ月)。支払回数○回)</p> <p>カ リース料額 (○円/回)</p> <p>キ リース期間終了後の設備・機器の取扱い ※残存価格が設定される場合はその額も記載すること</p> <p>ク 関係書類 ※導入する設備・機器のパンフレット等、見積書の写し、複数の相見積り</p>	
(18) リース事業者の名称及び概要 (※該当ない場合は本欄削除)	
<p>ア リース事業者の名称及び代表者</p> <p>イ 所在地及び電話番号</p> <p>ウ 資本金</p> <p>エ 主な株主</p>	

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 事業実施結果報告時点において基本設計又は実施設計を行った事業にあっては、これらの成果を踏まえた内容を記載するものとする。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号 (添付資料○) を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第 1 - 1 号

事業実施予定スケジュール(記載例)

〈〇年度〉

項目	〇年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計												
土木建築工事												
機械製作設置工事												
支払												
試験稼働												
実績報告書提出												
本格稼働												

〈〇+1年度〉

項目	〇+1年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計												
土木建築工事												
機械製作設置工事												
支払												
試験稼働												
実績報告書提出												
本格稼働												

※繰越が行われた場合には、「〈〇年度〉」表を修正のうえ、「〈〇+1年度〉」表を作成すること

別紙様式第1-2号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。

(単位：千円)

費目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
機械器具の 購入費								
(小計)								
測量及び 設計費		工事に必要 な実施設計費						
		測量試験 費						
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

(注2) 金額は契約単位で記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式第1-3号 費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

(単位：千円)

総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
		国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			

(注) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が
 確実であることを証明できる書類を添付すること。

(添付書類一覧)

(2) 事業実施主体名

○事業実施主体の概要関係

- ・事業実施主体が民間企業である場合であつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
- ・事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
- ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(4) 成果目標

○(ア) 販売額

- ・販売額の実績が分かる資料、販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）

○(イ) 農業所得・営業利益

- ・税務書類の写し、決算書類等

○(ウ) 生産コスト

- ・生産コストの実績が分かる資料、販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）

○(エ) 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保

- ・エネルギー供給の見込みがあることが確認できる内容（供給先の施設名、供給方法、協定等の締結状況又は協定等の締結までのスケジュール、調整状況）を記載し、根拠資料（協定書等、供給体制確保までの工程表、地方公共団体等との打合せ記録等）を添付。

(7) バイオマス利活用施設、設備・機器の導入技術、施設計画

○ア 導入技術の方式関係

- ・利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料

○キ 施設用地の確保状況関係

- ・自己所有でないときは利用許可書等
- ・設置予定場所及びその周辺写真
- ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等

(8) バイオマス原料調達

○エ 原料調達先関係

- ・原料調達先との契約書等

○オ 原料調達価格関係

- ・原料調達価格の根拠資料

(10) 事業費

○ア 事業費積算内訳書関係

- ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則3社以上）

○イ 費用負担の方法及び資金調達関係

- ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書等

(11) 関係法令の許認可の状況

○ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し関係

- ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料

○イ 周辺環境への影響関係

- ・必要となる届出がなされていない場合は、その届出時期の見通しについて参考となる資料

(12) 実施体制

○イ 導入技術に必要な技術者

- ・自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書・覚書き等

○オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

- ・設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月の記載のある資料（パンフレット、写真、出来高設計書（一部）等）

オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月を記載

(15) 行政施策との関連性について

- 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた施策が確認できる資料

(17) リース料（※該当ある場合）

- 導入設備・機器の概要、購入価格、リース料額、支払期間が分かる資料

(18) リース事業者の名称及び概要（※該当ある場合）

- リース事業者の概要が分かる資料

※ 上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第2号（実施要領の第3の2関係）

畜産バイオマス地産地消対策事業に関する 経営収支改善効果分析（投資効率）

第1 経営収支改善効果の算定方法

1 経営収支改善効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

なお、第2の2に掲げる機械導入においては、経営収支改善効果分析の実施は不要とする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{事業費}$$

2 妥当投資額の算定は、次の（1）から（3）までにより行うものとする。

（1）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

（2）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第2に従い算定するものとする。

（3）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

第2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 バイオマス利活用施設導入による年間総収入・総経費削減効果

（1）発電による収入・経費削減効果

電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	収入・削減効果 (千円)	備考
計	—		

（注）1 自家消費を行う場合には、自家消費を行わなかった場合に要した電力費用（買電額）を削減したものとみなして、単価欄に買電単価を記載して削減効果を計算する。

- 2 売電単価は、地域利用と固定価格買取制度を併用するなど単価が異なる場合には、それぞれ記載する。

(2) 熱利用による収入・経費削減効果

熱量 (GJ)	単価 (円/GJ)	収入・削減効果 (千円)	備考
計	—		

(注) 1 自家消費を行う場合には、自家消費を行わなかった場合に要した燃料費用を削減したものとみなして、単価欄に自家消費を行わなかった場合に用いた燃料の単価を記載して削減効果を計算する。

- 2 売熱をする場合の単価は、発熱量を都市ガス（ガス事業者へ売却）又は灯油（農家へハウス利用）換算して算出

算出例) 売熱単価 単位発熱量 36.7GJ/KL

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.4 環境省、経済産業省 (令和元年 7 月))

灯油単価=93.2 円/ℓ=93,200 円/KL

(計画策定時の単価を使用。記載は令和元年 12 月現在の北海道価格)

1 G J =93,200/36.7=2,540 円/GJ

※計画地域や、最新の販売価格を基に算出すること

(3) 受入処理料収入

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
家畜ふん尿				
〇〇				
計		—		

(4) 製造物の販売による収入・自家消費による経費削減効果

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入・削減効果 (千円)	備考
消化液 (自家消費)				

消化液 (販売)				
敷料 (自家消費)				
敷料 (販売)				
バイオガス (自家消費)				
バイオガス (販売)				
固形燃料 (自家消費)				
固形燃料 (販売)				
〇〇 (自家消費)				
〇〇 (販売)				
計		—		

(注) 1 自家消費を行う場合には、自家消費を行わなかった場合に要した各種類の費用を削減したものとみなして、単価欄に買電単価を記載して削減効果を計算する。

2 単価の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づく場合には、使用した資料を添付すること。

(5) 労務費・労賃削減効果

区分	削減労働時間 (時間)	時給相当単価 (円)	削減効果 (千円)	備考
労務費 (時給換算)				
労賃 (〇〇業務)				
〇〇				
計		—		

(注) 時給相当単価は、自営業の場合等、時給の定めがない場合には、年間所得を所定年間労働時間（1日あたり所定労働時間×所定の年間業務日数）で除し、月給・週給・日給制の場合には、所定の日数・労働時間数で除すなどして適宜求めること。

(6) 年間総収入・経費削減効果

種類	収入・削減効果額 (千円)	備考
(1) 発電による収入・経費削減効果		
(2) 熱利用による収入・経費削減効果		
(3) 受入処理料収入		
(4) 製造物の販売による収入・自家消費による経費削減効果		
(5) 労務費・労賃削減効果		
計		

2 バイオマス利活用施設導入による年間総支出

(1) 維持管理・運営費

直接費 (千円)	管理部門費 (千円)	総支出 (千円)	備考

- (注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。
 2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

(2) 原料購入費

種類	購入量 (t)	購入単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
家畜ふん尿				
〇〇				
計				

(3) 副産物処理費

種類	処理量 (t)	処理単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
消化液				
〇〇				
計				

- (注) 副産物を費用を投じて処理する場合に記入。

(4) 年間総支出

種類	支出額 (千円)	備考
(1) 維持管理・運営費		
(2) 原料購入費		
(3) 副産物処理費		
計		

3 バイオマス利活用施設導入による年間総利益

総収入 (1. (6)) (千円)	総支出 (2. (4)) (千円)	年間総利益 (1. (6)) - 2. (4)) (千円)	備考

4 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総利益) ○○○千円

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額 (減価額) ③=②÷①
			④
			⑤
計		⑥	⑦=④+⑤
総合耐用年数=⑥÷⑦			年

※総合耐用年数に端数を生じた場合には小数以下を切り捨てる。

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ = (②÷④) - ⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ = ⑤÷①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業毎に判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

番 号
年 月 日

畜産バイオマス地産地消対策事業により
整備した施設に関する経営状況等の報告書

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

畜産バイオマス地産地消対策事業実施要綱（令和2年1月31日付け元食産第4479号農林水産事務次官依命通知）第5に基づき、事業で整備した施設に関する経営状況等の報告を提出する。

○事業により整備した施設に関連する経営状況等の報告

<記載例>事業実施計画に沿って適宜修正して作成。

1. 事業実施主体の概要

都道府県名	市町村名	地区名	導入技術	対象バイオマス
北海道	〇〇町	〇〇地区	メタン発酵	家畜排せつ物
事業実施主体	管理主体	整備した施設	飼養頭数	その他
〇〇牧場	〇〇牧場	〇〇バイオガスプラント	〇〇頭	

2. 成果目標の達成状況

ア エネルギー利用と肥料利用の複合利用の状況（○年度）

事 項	単 位	生産状況		利用状況		達成率	
		計画値	実績値	目標値	実績値	生産段階	利用段階
		A	B	C	D	E=A/B	F=C/D
年間発電量	kwh /年	34,602	34,602	34,602	34,810	1.00	1.00
（うち自家消費）	kwh /年	20,000	20,000	20,000	20,000	1.00	1.00
（うち地域利用）	kwh /年	14,602	14,602	14,602	14,810	1.01	1.01
発酵残渣 （固体部分）	t	800	800	34,602	34,810	1.00	1.00
発酵残渣 （液体部分）	t	34,602	34,602	34,602	34,810	1.00	1.00

※事項欄は、事業実施計画書の（4）成果目標欄の記載を踏まえ記載すること。

特記事項

※上記以外で定性的に把握しているものを記載。

イ エネルギーの地産地消の状況（○年度）

事 項	単 位	生産状況		利用状況		達成率	
		計画値 A	実績値 B	目標値 C	実績値 D	生産段階 E=A/B	利用段階 F=C/D
電気の自家消費	kwh ／年	34,602	34,602	34,602	34,810	1.00	1.00
（うち発電プラント 運転用）	kwh ／年	15,000	15,000	15,000	15,000	1.00	1.00
（うち搾乳 ロボット）	kwh ／年	3,000	3,000	3,000	3,000	1.00	1.00
（うち送風機）	kwh ／年	2,000	2,000	2,000	2,000	1.00	1.00
電気の地域利用 （○○エネルギー へ販売）	kwh ／年	14,602	14,602	14,602	14,810	1.00	1.01
ガスの地域利用 （○○ガスへ販売）	m ³ ／ 年	10,000	10,000	10,000	10,000	1.00	1.00

※事項欄は、事業実施計画書の（４）成果目標欄の記載を踏まえ記載すること。

特記事項

※上記以外で定性的に把握しているものを記載。

ウ 経営の生産性・収益性の向上、レジリエンスの強化の状況

（ア）販売額の5%以上の増加（5年以内）

事 項	単 位	計画時 A	目標値 B	○年度実績 C	達成状況 D=C/A
年間○○出荷額	円	10,000,000	10,500,000	10,500,000	1.05

※事項欄は、事業実施計画書の（４）成果目標欄の記載を踏まえ記載すること。

特記事項

※上記以外で定性的に把握しているものを記載。

(イ) 農業所等又は営業利益の5%以上の増加（5年以内）

事 項	単 位	計 画 時 A	目 標 値 B	○年度実績 C	達成状況 D=C/A
年間農業所得額	円	6,000,000	6,300,000	6,300,000	1.05
年間営業利益額	円	8,000,000	8,400,000	8,400,000	1.05

※事項欄は、事業実施計画書の（4）成果目標欄の記載を踏まえ記載すること。

特記事項

※上記以外で定性的に把握しているものを記載。

(ウ) 生産コストの5%以上の削減（5年以内）

事 項	単 位	計 画 時 A	目 標 値 B	○年度実績 C	達成状況 D = [1 - (A/C)] × 100
年間生乳生産費 (1頭当たり)	万円	100	95	95	5.00
光熱費削減	万円 (kwh/年)	400	380 (200,000kwh/ 年)	380 (200,000 kwh/年)	5.00
化学肥料代削減	万円 (t/年)	100	95 (〇t/年)	95 (〇t/年)	5.00
敷料（おが粉） 代削減	万円 (t/年)	100	95 (〇t/年)	95 (〇t/年)	5.00
労務費・労賃削 減効果	万円 (h/年)	1,000	950 (〇h/年)	950 (〇h/年)	5.00

※事項欄は、事業実施計画書の（4）成果目標欄の記載を踏まえ記載すること。

特記事項

※上記以外で定性的に把握しているものを記載。

(エ) 災害時のエネルギー供給の状況

※大規模停電等の発生時にエネルギー供給する施設名および供給方法等の概要を記載（検討状況を含む）

※協定書等の取り決めがある場合は添付。

エ その他

(ア) 家畜排せつ物の受入れ状況 (○年度)

農家名	○○牧場	○○牧場	○○牧場	...
受入れ処理量	○ t / 年	○ t / 年	○ t / 年	...

(イ) 耕種農業との連携状況 (○年度)

農家名	○○農場	○○農場	○○牧場	...
利用量	○ t / 年	○ t / 年	○ t / 年	...
内容 (品目)	畑地への液肥 散布	水田への液 肥散布	固体部分を 敷料利用	...

3. バイオマス利活用施設の稼働状況

施設	生成物 (単位)	年間 計画	月別実績												年間計 (対計画%)
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
○○バイ オガスブ ラント	電力 (kwh)	220,000 kwh	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	20, 000	240,000 (109.1%)
	熱 (GJ)	1,800 GJ	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	1,800 (100.0%)
	堆肥 (固形 残渣)(t)	200 t	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	240 (120.0%)

特記事項

※上記以外で定性的に把握しているものを記載。

4. バイオマス利活用施設の運転に係る経費

(金額：千円)

経費区分	○年度 (事業完了後 ○年度目)	(○-1)年度 までの累計※
原料費		
施設運転費		
修繕費(○月)		
一般管理費・労務費等		
租税公課		
その他(支払利子等)		
合計		

事業実施主体の経営形態に応じて経費の名称を記載し、行を追加して差し支えない。

事業実施結果報告時点において基本設計又は実施設計を行った事業にあつては、バイオマス利活用施設を整備した年度の翌年度以降の報告において記載する。

※事業完了後2年度目以降の報告において記載する。

5. リース料支払状況

○年3月末時点

リース料総額	前年度までの支払リース料		今年度の支払リース料	残リース料額
支払期間 年 月～ 年 月	補助金分 円	每期支払分 円	円/1回	円/1回
合計 円 (支払回数 回) (うち消費税 円)	合計 円		合計 円 (支払回数 回)	合計 円 (支払回数 回)

※リース方式による場合のみ記載すること。

※実施要領第5の1の規定にかかわらず、リース方式による場合はリース契約の期間が終了する年度分まで本項目について提出すること。

※リース料の支払いに係る領収書又はこれに類する書類の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

畜産バイオマス地産地消対策事業
事業評価報告書

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

畜産バイオマス地産地消対策事業実施要綱（令和2年1月31日付け元食産第4479号農林水産事務次官依命通知）第6の1に基づき、事業評価報告書を提出する。

○事業評価報告書

<記載例>

1. 事業実施主体

事業実施主体名	(株)〇〇牧場			
○事業実施主体の概要 ※（提出年度における最新の）代表者名及び役職、資本金、従業員数、主たる業種、 主な事業 内容、設立日、出資者(出資比率含む)等を記載。				
事業 担 当 者 及 び 連 絡 先	氏名(ふりがな)			
	所属(部署名等)			
	役職			
	所在地			
	電話番 号		F A X	
	E-mail:			

2. 事業の概要

3. 成果目標の達成状況

成果目標：経営の生産性・収益力向上又はレジリエンスの強化により、下記（ア）～（エ）のいずれかを達成すること。

成果目標の達成状況（目標年度）

（単位：千円、％）

成果目標の種類	成果目標の事項	成果目標の設定状況		成果検証値		備考
		現状値 (事業実施前年度)	目標値 (目標年度)	実績値 (目標年度)	増加 (削減) 率(%)	
(ア) 販売額の5%以上の増加	(例) 生乳出荷額	20,000	21,000	21,600	8.0	
(イ) 農業所得又は営業利益の5%以上の増加	(例) 農業所得	5,000	5,250	5,250	5.0	
(ウ) 生産コストの5%以上の削減	(例) 年間生乳生産費 (1頭当たり)	100	95	96	4.0	

(エ) 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保

成果目標の設定状況 (目標年度)	
達成状況	
備考	

※「成果目標の種類」、「成果目標の事項」欄は、事業実施計画書の（4）成果目標欄の記載を踏まえること。

※「実績値（目標年度）」欄は、事業完了年度の5年後にかかる別紙様式第2号「畜産バイオマス地産地消緊急対策事業で整備した施設に関連する経営状況等の報告書」の報告内容と整合させること。

※増減（削減）率（％）＝{(目標年度の実績値－事業実施前年度の値)／事業実施前年度の値}×100（％）

4. 成果目標の達成状況を踏まえた自己評価

5. 今後の展望等

（注）本報告により事業完了後管理が終了するわけではなく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の基づき補助事業者等に課されている事業完了後条件に関する事務は引き続き行わなければいけないことに留意すること。

番 号
年 月 日

畜産バイオマス地産地消対策事業

補助金支払確認書

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所 在 地

事業実施主体名

代表者氏名

畜産バイオマス地産地消対策事業実施要領（令和2年1月31日付け元食産第4480号農林水産省食料産業局長通知）第7の4（3）に基づき、別添のとおり、リース事業者から受領した〇〇〇〇の写しを提出する。

（注）別添として、リース事業者からの領収書又はこれに類する書類の写しを添付すること。